

# 立川市社会福祉協議会地域課題解決助成のご案内

「地域の課題を解決したい」「団体の活動を知ってもらいたい」

「事業を実施したいけど資金や物品が不足している」など…

## そんな団体を応援します」



社会的な課題に取り組み、未来の立川を市民活動を通じ創造していく団体へ助成を行います。市民の皆さまからお預かりした会費や寄付金を原資として、市民による審査会で審査・決定を行います。皆さまの公益的な活動が継続的に行なわれること、良質な活動が市民や地域に還元されることを願っています。

### ◆問合せ◆

社会福祉法人 立川市社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センターたちかわ 〒 190-0013 立川市富士見町 2-36-47 TEL:042-529-8323 / FAX:042-529-8714 E-mail shimin@tachikawa-shakyo.jp

#### 1. 助成申請期間

#### 2025年4月1日~2025年12月26日

※本会の助成予算総額を越えた場合は、申請受付期間が変更となります。

#### 2. 助成対象期間

#### 2025年6月1日~2026年3月31日

#### 3. 助成対象団体

以下(1)~(3)全てに該当する団体

- (1)ボランティア・市民活動センターたちかわの登録団体
  - ※登録できる団体は、5 人以上の会員等で構成されている公益性のある開かれた活動を行う非営 利団体で、以下のいずれかに該当する団体
    - 〇市内に活動拠点が設置されている団体
    - 〇立川市民を主たる対象に活動をする団体
    - 〇立川のまちづくりの推進に寄与する団体
- (2)団体の年度会計予算が50万円以下
- (3)過去に本会の実施する助成金を除くあらゆる助成を受けたことがない

#### 4. 助成限度額

〇地域課題解決助成金… 上限 5 万円

団体の結成及び1年間の運営にかかる経費、市民交流事業や普及啓発活動、調査研究活動 など

〇1 団体につき3回(年度内1回)まで申請可

#### 5. 主な対象経費

外部講師謝礼、会場等の使用料、ポスター・チラシ・パンフレット等の印刷代、コピー代、製本 費など

#### 【助成金として認められない費目】

- ○団体構成員の人件費や食費
- 〇団体の会員等の4親等以内の親族への報酬
- ○講師への通常の交通手段による最も経済的な方法と経路に従って算出されていない交通費
- ○ガソリン等燃料費やインク等、助成事業と通常の団体活動の経費の切り分けが困難なもの
- ○物販を行う場合の商品の仕入れや作成経費
- 〇その他、審査会が対象外と認める経費

#### 6. 申請に必要な書類

- 〇社会福祉法人立川市社会福祉協議会 地域課題解決助成 申請書(第1号2様式)
- 〇セルフチェックシート
- 〇会員名簿
- 〇会則や規約
- ○講師のプロフィール・略歴 (講師謝礼を助成対象とする場合のみ)
- ○購入希望備品の見積書およびパンフレット等 (備品購入を助成対象とする場合のみ。見積は 2 か所以上で取得してください)
- ○2025 年度の団体全体の活動計画書
- ○2025 年度の団体全体の予算書
- ○2024 年度の団体全体の活動報告書・決算書
- ○団体の活動がわかる資料(広報誌・チラシ等)

申請書類は返却いたしません。控えが必要な場合は必ずコピーの上、ご提出ください。

#### 7. 申請方法

所定の様式および必要書類を添付し、事前予約のうえ、ボランティア・市民活動センターたちかわまでご持参ください。

受付時に申請書類の確認をし、団体の活動内容や申請内容についてお話を伺いますので、<u>事前</u>にご連絡の上、申請のご予約をお願いいたします。

#### 申請受付期間

2025年4月1日(火)~2025年12月26日(金)

月~金曜日 8:30~17:15(土曜・日曜・祝日を除く)

- ※メールや郵送、FAX での申請受付はできません。
- ※本会の助成予算総額を超えた場合は、申請受付期間が変更となります。

#### 8. 助成金給付決定

市民による助成事業審査会で審査します。審査会の開催時期によっては、申請から決定まで 2~3 か月いただく場合もございますので、余裕をもって申請してください。

#### 9. 助成金申請団体の広報について

助成を受けた団体は、事業の成果を当会の広報紙やホームページ等で公開します。

#### 10. 審査基準について

次の事項を勘案し、提出された書類に基づいて点数表を用い審査します。下記の内容について 具体的に応募書類に記載してください。

- ○市民ニーズ適合性:市民ニーズを捉え、それに対応した内容になっているか。
- 〇効果性:事業の効果が不特定多数に波及するもので、市民力の向上が期待できるものか。
- ○実現可能性(計画性):事業計画が現実的であり、事業が実施できる体制が整っているか。
- 〇発展性:事業が継続的に実施され発展していく可能性があるか。

#### 11. 申請から報告までの流れ

「立川市社会福祉協議会地域課題解決助成の ご案内(本紙)」を手に入れてください。



申請:申請書と添付書類をセンターへご持参 ください。※要予約



審査会:ボランティア・市民活動センター たちかわ運営委員による助成事業審査会



結果通知/助成金振込



報告書提出:事業終了後、報告書を提出してください。

事業終了後30日以内に報告書、領収書(原本)、事業の成果が分かる書類(チラシ・写真・報告書等)をご提出ください。

※最終提出日は、2026年4月3日(金)です。

事業終了から30日が経過していない場合であっても当該助成金報告書として中間報告書等をご提出ください。

関係書類は立川市社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。ボランティア・市民活動センターたちかわの窓口でも配布しています。

事前予約のうえ、ボランティア・市民活動センターたちかわまで申請書類をご持参ください。

月~金曜日 8:30~17:15

(土曜・日曜・祝日を除く)

※申請のご相談は年間を通じて受付をしています。

助成事業審査会において、審査基準に基づき、助成の可否と助成額を決定します。

審査会の結果は書面で通知します。助成決定団 体には、指定口座に助成金を振り込みます。

助成決定までは申請受付から2~3か月程度かかる場合があります。

#### ※助成金の使途を変更する場合

- ○助成金額の変更、全額返金等について:助成金等給付変更申請書(第4号様式)により、申請していただきます。
- ○**費目変更の場合**: 助成金等給付変更申請書 (第4号様式)を提出し、一度返金していただいた のち、再度申請していただきます。

